平成２９年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市字田原29番地２　コーポ田原202
債務者　安里えつ子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９号
山梨県富士吉田市下吉田７丁目６番17号
債務者　渡邊　朗夫
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
兵庫県宝塚市今里町10番２―105号
債務者　酒井　素行
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
熊本市西区新土河原２丁目７番３号　北側、前住所熊本市南区南高江２丁目11番31号　みどり荘203
債務者　富永　富廣
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
岐阜市本郷町２丁目15番地
債務者　永田　　聡
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５９号
岐阜市本郷町２丁目15番地
債務者　永田美喜子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６９号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目７番24―103号、前住所兵庫県宝塚市中筋９丁目６番２―505号
債務者　佐藤　義孝
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目７番４―Ａ524号
債務者　坂口　誠治
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
兵庫県宝塚市亀井町９番44号　ハイツマドカ102号、従前の住所兵庫県宝塚市安倉北３丁目３番４号
債務者　澁澤　一好
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
兵庫県伊丹市西野３丁目195番地　エトワール103号
債務者　毛利　一巳
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
佐賀県小城市芦刈町芦溝856番地１、住民票上の住所佐賀県小城市芦刈町三王崎971番地
債務者　片岡いま子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字桐萩162番地５
債務者　本田　一矢
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
宮城県栗原市高清水若宮94番地１
債務者　後藤　祐二
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3375番地13
債務者　小島　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２５号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田709番地76　マーブルいしはらＤ―102
債務者　松田江里子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２３号
長野県小諸市甲1462番地の５
債務者　黒澤　　明
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１５号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取523番地の４　千鳥湯アパート12号
債務者　山田　愉丈（旧姓豊島）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　静岡地方裁判所下田支部